

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【公開番号】特開2000-187912(P2000-187912A)

【公開日】平成12年7月4日(2000.7.4)

【出願番号】特願平11-364709

【国際特許分類】

G 11 B 17/028 (2006.01)

【F I】

G 11 B 17/028 601Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月18日(2006.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ディスク回転盤(12)上に提供される手段を用いて記録媒体(9)を保持するディスク型記録媒体(9)用の取付台を有する記録又は再生装置において、

前記ディスク回転盤(12)上の前記記録媒体(9)を保持する及び心出しする前記取付台の内部に配置されるばね性歯付きディスク(18)により形成されるばね要素を含み、及び

前記ばね要素が、保持力と同等ではない据付け力を用いて前記ディスク回転盤(12)上の前記記録媒体(9)を保持する及び心出しする球(6)又は壺型ばね(19)上にプレストレスを発生させるために、前記ディスク回転盤(12)により形成される平面に対してある角度をなして方向付けられる歯(21)を有することを特徴とする記録又は再生装置。

【請求項2】前記ばね性歯付きディスク(18)が歯(21)を有し、前記歯(21)が前記ばね性歯付きディスク(18)の表面により形成される平面から1つの方向に90度未満の角度をなして離れていることを特徴とする請求項1に記載の記録又は再生装置。

【請求項3】前記ばね性歯付きディスク(18)が、前記ばね要素のポケットに結合する幅(24)を有することを特徴とする請求項1に記載の記録又は再生装置。

【請求項4】前記ばね性歯付きディスク(18)がつば(23)を伴う孔を有し、それにより前記ばね性歯付きディスク(18)が壺型本体(1、28)の内側ハブ上に案内されることを特徴とする請求項1に記載の記録又は再生装置。

【請求項5】前記ばね性歯付きディスク(18)が燐青銅から作られることを特徴とする請求項1に記載の記録又は再生装置。

【請求項6】前記ばね性歯付きディスク(18)が前記ディスク回転盤のハブに配置され、前記ハブが前記記録媒体(9)の中心孔(11)を貫通することを特徴とする請求項1に記載の記録又は再生装置。

【請求項7】前記取付台の壺型本体(1、28)が、掛止ディスク(20)により形成される蓋で塞がれることを特徴とする請求項1に記載の記録又は再生装置。

【請求項8】前記ばね性歯付きディスク(18)が、前記掛止ディスク(20)により形成される蓋に配置される据付け装置(26)により前記壺型本体(1、28)に保持されることを特徴とする請求項1に記載の記録又は再生装置。

【請求項 9】 壺型ハブ(1、28)を有するディスク回転盤を含む前記ディスク回転盤上に提供される手段を用いて記録媒体を保持するディスク型記録媒体(9)用の取付台を有する記録又は再生装置において、

前記記録媒体(9)用の軸受け面(12)、前記記録媒体(9)用の心出しハブ及び前記ディスク回転盤(12)の駆動軸を受け取る内筒(2)が、1つの部品に完全に一体化して設計されることを特徴とする記録又は再生装置。